

第二次世界大戦中のイギリスのギリシャ政策（二）

——一九三九—一九四四——

鳥飼 律子

目次

はじめに

第一章 ギリシャ介入の決定とその意味

第一節 ギリシャに対する安全保障と中東防衛

第二節 戦況の変化とギリシャに対する積極的支援

第三節 レジスタンス組織と軍事協力

第二章 軍事目標と政治目標との諸矛盾

第一節 国王の処遇と政体問題（以上、一八五号）

第二節 軍事目標、政治目標と対EAM政策

第三節 諸矛盾の激化

第三章 イギリスの戦後バルカン構想とギリシャ

第一節 勢力圏構想としての「国家連合」とソ連

第二節 モスクワ外相会談と「国家連合構想」の挫折

第三節 E A Mの政治的封じ込め政策へ (以上、本号)

第四章 軍事介入

第一節 P E E A設立とギリシャ旅団の反乱

第二節 レバノン協定とE A Mの孤立

第三節 ギリシャへの執着と「百分率協定」

おわりに

第二章 軍事目標と政治目標との間の諸矛盾

第二節 軍事目標、政治目標と対E A M政策

既述の通り、S O Eの報告および軍部による作戦展開上の要請によって、E A Mの持つ軍事上の利用価値は大きく評価されていた。翌一九四三年一月、カサブランカ会議において連合軍の次の攻撃作戦についての議論が行われた。このときアメリカは、北西ヨーロッパ、大西洋、ビルマにおける攻撃を主張した。これに対してチャーチル及びイギリス軍参謀本部は、地中海地域での作戦展開を主張した。地中海地域に軍事作戦を展開すれば、枢軸軍の間

隙をついて短期間に効果的にイタリアを降伏させ、その結果、対ソ連前線にあるドイツ軍を、イタリア軍によって占領されていたギリシャ及びユーゴスラヴィアへ移動させることが可能となる、との理由であった。これにアメリカが同意し、七月にシチリア上陸作戦を実行することが決定された。

この決定にもなつて、バルカン諸国における対枢軸軍抵抗運動が重要度を増すことになった。三月二〇日に参謀長よりSOEに対して、バルカン諸国におけるサボタージュ及びゲリラ活動の集中展開を、春から夏にかけての戦略上の最重要課題とする旨の指令が下つた。⁽¹⁾しかし、外務省内には、SOEがギリシャにおいてスタンドプレーをするという反発があつた。また外務省は、ギリシャ・レジスタンスとの軍事的連携がギリシャ国王及び亡命政府の立場を動揺させるのではないか、という懸念を抱いていた。⁽²⁾これに対してSOE長官ハンプロ（Sir Charles Hambro）は、サージェントに宛てて、マイヤースを含めたSOEの行動は、ギリシャのゲリラ組織の軍事的利用に関する参謀長の指令に基づくものであることを強調した上で、ギリシャにおいて対枢軸軍抵抗運動を鼓舞することによつて、「どんな言葉よりも有効に」国王及びツデロス政権を支援することになると主張して、⁽³⁾軍事目標の遂行が国王の立場を動揺させるものではないこと、よつてギリシャのゲリラ諸組織と軍事上の交渉をすることに問題がないことを強調した。

さて、軍参謀長からレジスタンス組織の調査及び統合を指令されていたマイヤースとその部下のウッドハウス（M. Woodhouse）は、一月からアテネと山岳部を往復しながらギリシャの政治状況についての情報収集に奔走していた。その過程でウッドハウスは、戦後の国王帰国をめぐるギリシャ国内のゲリラ組織間に存在する齟齬についてレポートを送つた。このレポートによれば、EAMは、ギリシャ国民には「大西洋憲章」に基づき国王帰国をめぐる国民投票と自由選挙の権利があると主張し、ギリシャ解放後、イギリスによつて選挙に抛らない国王復帰が強

行されるのを懸念していた。ウッドハウスが直接に情報を得ていた別組織は、国王復帰問題に関して基本的にEAMと同意見だったが、EAMに対しては国民投票で不正を働くのではないかとの疑念を抱き、一方ゼルバスについては軍事力によって国民投票を無きものにしてしまおうと不信を隠さなかった。ウッドハウスは、ギリシヤ国内に解放後の国王復帰をめぐる問題をこれほどに表面化させた主な理由は、連合国による早期の介入がなかったことであると主張し、現在のギリシヤ国内の政治状況は、大きな問題をはらんだ非常に危険な状態だとして警告を発した。⁽⁴⁾

ウッドハウス報告と同じく三月には、マイヤースからレジスタンス組織についてのレポートがSOEカイロ支部へ提出された。この中でマイヤースは、第一にEAMおよびELASはギリシヤ最大のレジスタンス組織であり、抵抗闘争を進める上で中心的存在であるが、彼らの戦後構想は共産主義に基づく政権樹立であること、第二に、解放後の国王復帰に関して、ギリシヤ国内には根強い抵抗があり、これは国民投票を行わない限り解決しない問題であること、第三に、ギリシヤ国内でクーデターが起きた場合、いかなる代償を払おうともイギリス政府がそれを阻止するという意思表示をする必要があることを指摘した。その上でマイヤースは、特に第二及び第三の条件が満たされれば、ELAS軍とEDES軍の統合が可能になるだけでなく、懸念される内戦を未然に防ぐことも可能となり、ギリシヤ国内の治安が保たれるだろうと締めくくった。⁽⁵⁾ 少なくともこの時点以降、SOE内部では、ギリシヤ国内の政治状況において、軍事上の目的としてのギリシヤのゲリラ組織統合問題と、解放後の国王復帰問題が深くリンクされて認識されるようになったのである。

イギリスでは軍部のみならず、外務省においても、レジスタンス組織との協力が軍事上の重要性を増していることが認識されていた。またその中で最大の勢力を誇り、一連の破壊行動において大きな貢献をしたEAM及びEL

A Sの軍事力を評価すればこそ、外務省内には、その政治目標に関わる危機感も募っていったのである。ここに、国王への支持を貫く外務省の政策と、国王の復帰に対して反対の立場をとるゲリラ諸組織の反枢軸国政策への利用という軍事的要請との間の矛盾が生じた。

イーデンは三月八日の閣議の際、「我々の政策は、徹底してギリシャ国王及びその下にあるギリシャ政府の支援を中心とすべきだ。これには、現政権とは政治的に異なるギリシャ国内の愛国組織との接触を減じるという方針も含まれ得る」⁽⁶⁾と強調した。つまり、外務省は、あくまで国王に対する支援を優先させるべきであると考えており、イーデンの言明は、その政策と矛盾するのであれば、ゲリラ組織との交渉をあきらめることもやぶさかではないとの姿勢を表明したものであった。この方針に則り、S O Eとの会談の席を設けた外務省代表団は、マイヤースの報告に触れ、彼の個人的判断に基づいたゲリラ諸組織の統合へ向けた交渉は断固容認できないとした上で、さらに国王の復帰に先立つ国民投票についても、それを必要のないものとして否定した。⁽⁷⁾

同じ三月に、チャーチルからS O Eに対して、ゲリラ組織との接触に関して指令が出された。ここでチャーチルは、S O Eが軍事的重要性に照らしてE A Mとの軍事協力に積極的になっていることに対して、その意義は一定程度認めながらも、「S O Eの作戦行動の必要性に従えば、S O Eは常に国王及びその政府を支持する組織にその関心を向けるべきであるし、国王及びその下にある政府に対してイギリス政府が全面的支援を与えているという事実を、常に印象づけるべきである」⁽⁸⁾として、国王と現政府を擁護する姿勢を強く示し、目先の軍事戦略のみを考慮しているかのようなS O Eの独走に釘を刺した。さらに外務次官サージェントは四月二三日付の覚書で、「イギリス軍将校がゲリラ諸組織の統轄のために(ギリシャへ)派遣されていることは、軍事的側面のみならず、政治的観点からも非常に重要な新たな展開である」にもかかわらず、S O Eが外務省への報告を怠り、ギリシャ・レジスタン

ス組織との交渉を独断で行っているのは不適切であると批判した。⁽⁹⁾

ギリシャ国内のゲリラ組織の存在が重要性を増し、イギリスの軍事作戦への動員が最重要課題となっていたにもかかわらず、外務省及びチャーチルは、ゲリラ組織への援助に際しては、国王に対する支持を最大限に考慮するよう主張していた。先に述べたように、外務省においては、ギリシャ国王が常に親イギリス派として忠誠を示してきたことと並んで、国王を一つの象徴としてイギリスの反ファシズムの姿勢を内外に訴えるというメリットが、国王支持の主な理由とされていた。チャーチルには、王室に対する情緒的な共感も存在した。たとえば国王の帰国に関する国民投票問題について否定的であったチャーチルは、その姿勢を六月になっても変えず、イーデン宛ての覚書において、ギリシャ国王の威信を保つために、国王の帰国はできる限り早期に行われる必要があり、それを延期するのは「王室に対する侮辱である。国王は、祖国を離れたときと同様に、国王として、将軍として帰国すべきである」と主張した。⁽¹⁰⁾

このように、外務省とSOEとの間にはギリシャのゲリラ組織に対する政策に関して相違が生じていた。それは、ギリシャの戦後政体と国王の処遇に関するイギリスの長期的政治目標と、当時の戦況に鑑みて必要とされる戦力としてのゲリラ組織の軍事利用という短期的軍事目標とが、矛盾を呈していたと言い換えられよう。この両目標の矛盾の克服は、この後のイギリスのギリシャ政策上、大きな課題となった。

ただし、短期的軍事目標を優先させていたSOEにおいても、EAMの掲げる政治目標はイギリスの政策とは相容れないと認識されていたのは間違いない。当時のマイヤースは、EAMが共産主義者によって方向付けられているとの認識を持っていた。五月六日のSOEカイロ支部宛て電報では、EAMにとってその軍事力は、まず第一に、自らの組織がギリシャを支配するための手段であり、対枢軸国闘争における勝利は第二義的なものにすぎないと解

積している。この点は、ゲリラ活動の行われている現地でマイヤースと行動を共にしていたウッドハウスにも共有された見解であった。⁽¹⁾つまりマイヤース自身は、EAM及びELASの政治性に関して頓着せずに、目先の対枢軸闘争のみに心血を注いでいたわけではなかった。しかし当面する戦局において優先されるべき課題は何かを追求する際に、彼はEAM及びELASとの軍事協力を避けられないものと判断したのである。三月から四月にかけて、ゲリラ活動の英雄であったサラフィス（Stefanos Sarafis）がELASに参加することを決めた時には、マイヤースはELAS加入を思いとどまるよう、わざわざ出向いてサラフィスを説得しようとしていた。⁽²⁾このエピソードは、マイヤースの政治的判断の一端を示すものである。

軍事戦略にEAM及びELASの協力を確保しつつ、その政治的立場を容認しないためにはいかなる政策が必要か。この問題に対する一つの解決策として、すでに二月頃から、マイヤースにはゲリラ組織の統合に関する計画があった。それは、「国民統一軍構想」と呼ばれ、ギリシャ国内のあらゆるゲリラ組織を軍事的に統合し、イギリス軍中東司令部の司令下におくという構想であった。マイヤースはすでにゼルバス及び共和派将校のサラフィスからはこの構想に同意を得、またSOEからの了承も取り付けていた。⁽³⁾この構想の最大の特徴は、ゲリラ諸組織をそれぞれの政治的目的を全く排除した形で統合し、純粹な軍事組織として成立させることにあった。

SOEカイロ支部は、マイヤースに対し、EAM内部には共産主義と社会主義の二派が存在しているので、内部分裂をさせる可能性はあるとの現地の情報を示した。そしてこの見解に基づいて、マイヤースには、EAMから社会主義者を排除した上で、残りの組織を国民統一軍へ編入するよう指示が出された。⁽⁴⁾ただし、この指示は非現実的であり、マイヤースはこの指示に従った行動はとらなかったようである。当時、マイヤースの元にあった情報では、EDESのゲリラ活動は、ギリシャ全土で成功した作戦の約五分の一に限られ、それに対しEAM主導で行われた

ものが残りほとんどを占めており、国民統一軍構想においてEAMの軍事力は欠かせないものと認識されていたのである。⁽¹⁵⁾四月からマイヤースは、EAM中央委員のツィマス(Andreas Tzimas)との交渉に入った。

外務省はマイヤースのこの行動について、どのように対応したのだろうか。先に述べたとおり、四三年春の外務省の方針は、徹底してギリシャ国王とその下にある政府を支援することであり、反王制の姿勢を見せるゲリラ組織の軍事的利用には反対だった。しかし五月半ば、パレリトの後任であるイギリスの駐ギリシャ大使リーパー(St Reginald Leeper)から国民統一軍構想の進展について報告が寄せられたときの外務省の反応は、従来の方針からの微妙な変化を見た。リーパーは、ELAS軍の軍事力は兵士五万人にも上り、ゼルバス軍の約二五倍に相当するため、国民統一軍構想実現のためにはELASの参加が不可欠と思われるということを強調する一方、初めこの構想に乗り気だったELASは、EAMの影響によって現在は参加をためらっているという事実を報告した。この状況に対応する方策としてリーパーは、マイヤースを通じてEAMと協議し、その席上で国民統一軍に対する不参加はイギリス政府に対する抵抗の表れと見なされること、さらにEAMが国民挙げての抵抗運動に参加を拒むなら、その理由を、EAMが戦後にメタクサスよりも苛酷な独裁を狙っているためだとしてギリシャ国民に報告する準備があることをEAMに通達するという方針を提案した。さらに、この提案については、ギリシャ国王及びツデロスの同意を取り付けていることも併せて報告した。⁽¹⁶⁾

外務省はこの提案に対して、確かに論理の上ではEAMを貶めることができるとはいえ、他方、そうすればEAMからの反発を招き、ひいては内戦状態を引き起こす危険性が高いと判断した。EAMが他のどの組織と比べても圧倒的な軍事力を有しているのは明らかで、EAM内の急進派と穏健派を引き離す戦術も非現実的だった。そこで外務省は、リーパーに対して、EAMに対する「脅迫」をやめ、マイヤースの国民統一軍構想にEAMおよびE

L A S が従わない限りイギリスからの物資供給を停止するという警告に留めるよう、指示を出した。⁽¹⁷⁾

同時期ツイマスは、E A M 中央委員会での議論の結果を、国民統一軍構想に対する修正案としてマイヤースに提出した。すなわち E A M は第一に、中東司令部直属の合同司令部を設けること、第二に、イギリス軍連絡将校の役割を純粹に連絡係に限定し、何の権限も与えないことを条件として付帯したのである。⁽¹⁸⁾ マイヤースはこれに同意し、これを承認するようイギリス政府に求めた。しかし外務省及び S O E カイロ支部は、E A M の要求を不都合とした。外務省に至っては当初、この条件を飲むくらいなら何の合意もしなくてかまわないとの強硬な姿勢を示した。⁽¹⁹⁾ S O E カイロ支部の見解によれば、この E A M による修正案は、統一軍を E A M の司令下におくための策であった。E A M は合同司令部の中で、自らの動員力と E L A S の圧倒的軍事力を背景に権力を握り、その政治的実現するつもりだといのであった。したがって外務省は、E A M の修正案承認は、ギリシャ国王及びその下にある政府を支援するというイギリスの公式政策と矛盾するものであると断定した。そこでマイヤースに対しては、この修正案に合意すれば、マイヤース自身がこれまでギリシャにおいて果たしてきた役割の意味を減じる結果となるだろうと強調した上で、修正案否認を伝えた。

しかし同時に、外務省はマイヤースに対し、E A M との交渉決裂だけは避けるよう念を押ししていた。E A M との対立が明白になれば、イギリスの軍事戦略に支障をきたすということと、ギリシャの国内にこれ以上の不安定要因を抱えるのは得策ではないということが、その理由であった。⁽²⁰⁾ S O E カイロ支部中佐ステイブンス (J. M. Stevens) から提出された「現在の中央ギリシャの状況」と題された報告も、E A M 抜ききの国民統一軍形成は、調整のための時間的余裕の欠如に加え、ギリシャ国内のさらなる政治的対立にイギリス政府を直面させる結果となる、と指摘し、ギリシャの既存勢力を軍事的に利用するためには E A M を含めた統一軍形成が不可避であることを強調した。⁽²¹⁾ S O

E内部には、EAMの政治目的に懸念を抱きつつも、結局軍事力としてのEAMをこの構想から排除すれば、ギリラ組織間対立が悪化して内戦が勃発する可能性が強く、その結果、地中海における軍事作戦を実現不可能にしてしまいかもしいという深刻な懸念が存在していたのである。

この点に関しては外務省も同様の見解であった。同時期、EAMをどう扱うかについて以下のような議論が展開されていた。すなわち将来ギリシヤにイギリス軍が再上陸する時のことを考慮するならば、EAMとの間に事前に政治的決着が付いていることが最も望ましい。しかし目下の状況では、内戦を回避しながらかつEAMを政治的に封じ込め、または消滅させることが可能かどうか、かなり疑問である。仮にこの時点でイギリス政府がEAMに対して強硬な態度を貫いた結果、内戦という事態に陥れば、イギリスはEDESを支援するという形でEAMと軍事的に対抗しなければならなくなる。しかし、目下、イギリス軍にそれだけの余裕はなく、したがってEAMと正面から対立するのは不得策である。これが結論であった。そこで、外務省の政策上初めて、EAMに対する妥協策が採られることになった。イギリス政府は国民統一軍に関するEAMの修正案に最終的に合意したのである。²³⁾

こうして外務省は、EAMの共産主義的要素に強い懸念を抱きながらも、現実的にEAMの要求に対処した。イギリス側がEAMに妥協する形となったこの構想は、国民統一軍協定となり、七月五日、EAMとELAS代表によって、さらに遅れてゼルバス、プサロスによって署名された。この協定に向けた交渉の過程で、ツデロス政権についてはついに一度も言及されることはなかった。²⁴⁾

国民統一軍構想をめぐって、軍事上EAMを強く欲しながらも政治的考慮によってマイヤースに歯止めをかけたのは、外務省ではなくむしろSOEであった。SOEカイロ支部は、五月にマイヤースに対してEAMによる国民統一軍構想の修正案否認を伝えると同時に、解放後のギリシヤにおける内戦は防ぎようがないという見解を述べ

た。²⁴これに対してマイヤースは、国王が国民投票によって支持を受けない限り帰国しないという方針を貫けば、内戦の勃発は防げるという見方を崩さなかった。²⁵

イギリスの駐ギリシャ大使リーパーも、ギリシャにおける政治問題の焦点が国王の処遇にあると認識し、イギリスもしくはギリシャ国王自らが何の対策も講じなければ事態を悪化させる一方だと思われること、したがって、国王自らが明確で、確定的で、現実的な何らかの声明を出すべきであることを主張した。さらに、国王の声明は現在の袋小路を打破しうる唯一の方法であると考えられると同時に、声明が出された後には、イギリス政府が今までよりも強硬な姿勢でギリシャの反王制勢力に対峙できるようになるだろうということもあわせて強調した。²⁶この見解は、現在のイギリスの政策はギリシャ国民大多数の意見に反するという弱点をもっているが、国王によってギリシャ国民を納得させるような声明が出されれば、反王制勢力の主張はその力を減じるだろうという観測を示していた。外務省も五月には、国王の立場を強化する何らかの方策が講じられさえすれば、ゲリラ統一軍による軍事作戦にあわせて国王が早期に帰国したとしても、暴動が起ころうような事態は避けられるだろうとの見地に立っていた。また、ギリシャにおける一連の軍事作戦が展開される前に声明が出されれば、ギリシャ国内情勢は今より安定し、軍事作戦が効果的に遂行される可能性が高まることも予想していた。²⁷さらに、リーパーが示唆したように、国王の権威が声明によって強化されれば、イギリス政府はより強い姿勢でギリシャ政策を遂行できるという大きな利点がある。国王に戦後ギリシャにおける民主主義を確約する声明を出させることは、外務省にとっては、大いに有益であったのである。²⁸外務省は、リーパーの提出した案に賛意を表明し、ギリシャ国王による声明の発表へと動いた。

七月四日、国王によって公式声明が発表された。この声明は、ギリシャ国土の解放後六ヶ月以内に自由選挙を実施し、立憲議会設立の準備をするというものであり、ギリシャがかつての独裁制に戻ることはないという国王の確

約であった。しかし声明の中では「国民投票」という言葉はいつさい用いられなかった。また、解放後に亡命政府がギリシャ本土へ移動してから選挙が行われるまでの間、旧閣僚は辞任し、新たな組閣の責任を国王が負うことが併せて言明された²⁹⁾。

この声明に対してギリシャ国内からは、解放後の民主化が具体的に約束されたという点で好意的反応が見られた。しかし、マイヤースの報告によれば、EAMは国王が選挙以前の政権を組織することに対し、強い反発を示したとされる。マイヤースは以前と同じく、国民投票によって復帰に対する支持を受けられない限り、国王はギリシヤへ帰国しないと表明することが、事態の打開には不可欠であると主張したが、外務省はこれを受け入れなかった³⁰⁾。

第三節 矛盾の激化

軍事目標と政治目標との間にある齟齬は、マイヤースによって提示された国民統一軍構想が一定の実現をみたことによって、当面は回避されたかに見えた。一連の破壊活動におけるゲリラ組織の貢献を目の当たりにした結果、ゲリラ組織とのさらなる協力体制の強化を図る必要を感じたマイヤースは、外務省から派遣されていた政治顧問ウォラス (David Wallace) とともに八月一〇日から、EAM、EDES、EKKA各ゲリラ組織からの代表団を召集してカイロで会議を開催した。本来この会議では、軍事協力を議題とするはずであった。しかし、これに先立って、国民統一軍協定の際に考慮の対象とされなかった亡命政府が、反王制を掲げるゲリラ組織とイギリスとの協定締結を不服としてリーパーに申し立てをしたため、亡命政府をも交え、国王の処遇を含むギリシヤ国内の政治問題が議論されることになった。

この会議の重要な点は、純粹な軍事的統一を目的とした国民統一軍協定から一歩進んで、広範な基盤の連合政府を形成し、それを国王の下におくという構想が、外務省の現地大使レベルにおいて発案されていたことである。マイヤース、ウォーラス及びリーパーとその政治顧問ワーナーは、会議に先立つ三月、ギリシャの現状についての話し合いを持った。その席で確認されたのは、①国王の早期帰国に対する賛成の声がギリシャ国内に皆無であるという現在の状況において、ギリシャの統一性を強化し、内戦の危機を脱するためあらゆる手段を講じる必要があること、②国王の下に広範な基盤を持つ連合政府を形成することがこの状況の打開に必要であること、③これらについてはツデロスも同意見であること、以上三点であった。リーパーはこの合意に基づき、外務省に対して国王をこの路線に従わせることができるか否か、助言を求めた。⁽⁵¹⁾これに対する回答を待たず、カイロ代表团会議では、ギリラ諸組織をイギリス政府が連合軍として承認すること、国民投票に先立つ国王の帰国を認めないこと、亡命政府を拡大する形で連合政府を形成し、EAMをも含む主要ギリラ組織による組閣を行うことが合意された。

リーパーは、EAMが連合政府案に積極的姿勢を示したことに触れ、EAMはイギリスの政策路線に従うことこそ自らの組織に対する国民の支持を高める最良策だと認識するに至ったという観測を外務省に報告した。また彼は、マイヤース及びウォーラスと同様に、国王の帰国問題が解決すれば、ギリシャにおけるレジスタンス運動の展開はいっそう国民的なものとなり、統一性を高めることになるだろう、その結果として、運動における共産主義色は減じられるだろうとの見解も示した。⁽⁵²⁾リーパーはこの時期、七月末に開催されたEAM中央委員会におけるスピーチを入手しており、そこで、国民統一軍への参加を決めたEAMが、「EAMは戦後権力把握を狙う組織ではない」、「イギリス、アメリカ、ロシアはすべて我々の同盟国である」と宣言したことを取り上げ、EAMは以前のような危険な組織ではないとの見解を示していた。⁽⁵³⁾以上のように、少なくとも現地のイギリス政策策定者は、ギリシ

ヤにおける内戦勃発の危機を十分認識した上で、レジスタンス運動の統一性を維持するために、国民投票以前の国王の早期帰国を阻止し、EAMをも閣僚に加えた連合政府によってギリシャ国内政治の安定を図ろうという姿勢を見せていたのである。

しかし外務省は、この見解に対して全く否定的だった。リーパーからの報告を受け取ったサージェントは、とりわけギリシャ国内の大勢が共和派に傾きつつある現時点で国民投票の結果に国王の帰国問題を委ねれば、おそらく国王を退位させることにつながるとの見地から、リーパーの主張に断固反対の立場を伝えた。連合政府構想についても、現時点で組閣をすれば、共産主義政権とまではいなくとも、共和派政権になるのは間違いなく、国王不在のギリシャにおいて国民を「反国王」に導いてしまう危険があると警告した。⁶⁴さらにサージェントは、イーデン宛ての電報で、この間の経過報告とともに、イギリス及びアメリカ政府が国王支持を貫いている限り、国王が代表団合意に強い姿勢を示したとしても国王が孤立することはあり得ないとの考えを示し、外務省がカイロ代表団の合意に与えていた承認の撤回を通告した。⁶⁵カイロ代表団会議の合意は無に帰した。

会議議長であったマイヤースは、直ちにロンドンへ行き、一〇月末まで外務省及び軍部の諸機関を相手にカイロ代表団会議の合意に対する承認を直接要求したが、失敗に終わった。こうしたマイヤースの動向に触れた外務省は、ギリシャ問題におけるSOEの独走に対して警戒を強め始めた。カイロでもSOEカイロ支部とリーパーとの間で衝突が起きていた。外務省の主張によって一月にはマイヤースが更迭され、ウッドハウスが彼の後任に任命されたが、このときのウッドハウスの肩書きは、外務省情報局員であった。外務省は人事を通じてギリシャ問題に関する自らの権限を強化したのである。

ギリシャ国内状況を間近で観察してきた現地大使及び軍使節団による連合政府案が、ロンドンの外務省によって

つななされてしまったことによつて、イギリスのギリシヤ政策は、やがて「軍事介入」へつながる発想へと傾いていへうじななるのであはる。

注

- (1) David Stafford, *Britain and European Resistance 1940-1945*, Macmillan, London, 1980, pp.248-57.
- (2) FO371/37222 R2363, 'Policy towards Greece', 15 Mar. 1943.
- (3) FO371/37195 R2431, FO Minute, 15 Mar. 1943.
- (4) FO371/37201 R2050, 6 Mar. 1943.
- (5) FO371/37216 R2069, Report to FO, 7 Mar. 1943.
- (6) FO371/37215 R2133, War Cabinet Conclusions 38 (43), 8 Mar. 1943.
- (7) FO371/37194 R2349, 14th FO-SOE meeting, 9 Mar. 1943. 回議の内容は外務省記録室より FO371/37222 R2301 にて見ることが出来る。
- (8) CAB122/742, Churchill to the Minister of State in Cairo, 18 Mar. 1943.
- (9) FO371/37201 R3348, Sargent minute, 23 Apr. 1943.
- (10) FO371/37203 R5552, Churchill to Eden, 15 Jun. 1943.
- (11) FO371/37202 R4209, Myers telegram to SOE, 6 May 1943.
- (12) Brigadier E. C. Myers, *Greek Entanglement*, Alan Sutton Publishing Ltd., London, 1985, p.114. Stefanos Sarafis, *ELAS: Greek Resistance Army*, Merlin Press, London, 1980, pp.30-41.
- (13) Woodhouse Papers I/6: Harling and Cairo telegrams 94, 7 Feb. 1943.

説

論

- (14) FO371/37202 R4209, SOE to Myers, 15 May 1943.
- (15) Myers, *op.cit.*, p.148.
- (16) FO371/37202 R4325, Leeper telegram, 18 May 1943.
- (17) FO371/37202 R4325, FO to Leeper and Cairo to Myers telegram 52 and 113, 19 and 22 May 1943.
- (18) Hans Vlavianos, *Greece 1941-49 : From Resistance to Civil War ; The Strategy of the Greek communist Party*, Macmillan, London, 1992, p.31.
- (19) FO371/37202 R4502, SOE to FO, 25 May 1943.
- (20) FO371/37202 R4502, FO Minutes, 25 May 1943.
- (21) Lais Maerentzen ed., *British Report on Greece 1943-44*, Museum Tusulanum Press, Copenhagen, 1982, pp.41-42.
- (22) FO371/37202 R4697, Leeper and FO telegram, 31 May 1943, R4753, Leeper telegram, 30 May 1943, R4622, SOE Memorandum, 12 May 1943.
- (23) Procopis Papastratis, *British Policy towards Greece During the Second World War, 1941-1944*, Cambridge U.P., 1984, p.43.
- (24) FO371/37202 R4502, Cairo to Myers telegram, 27 May 1943.
- (25) FO371/37202 R4624, Myers to Cairo, 28 May 1943.
- (26) FO371/27202 R4717, Greek Policy in coming month, Leeper memorandum and Leeper to Sargent, 24 May 1943.
- (27) FO371/37202 R4666, FO telegram 1771, 31 May 1943.
- (28) Papastratis, *op.cit.*, pp.92-94.
- (29) Reginald Leeper, *When Greek meets Greek*, Chatto and indus, London, 1950, p.30.
- (30) FO371/37231 R6418, Myers telegram, 11 Jul. 1943.

- (31) 3月のこの決定は、リーパーの報告の以下の文章に盛り込まれている。FO371/37204 R7514, Leeper to Sargent, 11 Aug. 1943. R 7217, 21 Jul. 1943.
- (32) FO371/37204 R7884, Leeper to Sargent, 13 Aug. 1943. R7548, Leeper telegram, 13 Aug. 1943.
- (33) FO371/37198 R8057, Leeper to Eden, 19 Aug. 1943. それに対してマイトンは「言葉ではなく行動でEAMを判断すべきである。」との覚書を残した。
- (34) FO371/37204 R7548, Sargent minutes and FO telegram, 15 Aug. 1943.
- (35) FO371/37198 R7742, Sargent to Eden, 20 Aug. 1943.

第三章 イギリスの戦後バルカン構想とギリシャ

第一節 勢力圏構想としての「国家連合」とソ連

ところで、四三年半ば以降に、イギリスのギリシャ政策における軍事目標と政治目標との間の矛盾が鋭く表面化し、EAM及びELASをめぐる政策が厳しい議論の俎上に上ることになったのは何故だろうか。

まず、四三年春に再編成を行ったELASが組織力を強化していたことよって、イギリスが潜在的にEAM及びELASに対して抱いていた不安が現実味を増したことがあげられる。九月にイタリアが降伏し、武装解除されたことともなつてギリシャ国内に流入した武器をELASが獲得し、軍事力を強化したために、イギリス政府の

懸念がさらに強まった。しかしいつそう重要であったのは、戦後ヨーロッパの勢力圏をめぐるソ連との確執であった。

それまでイギリスは、「ポーランド・チェコスロヴァキア連合協定」および「ユーゴスラヴィア・ギリシャ連合協定」に対する支援を通じて、戦後ヨーロッパの勢力均衡と東南欧地域への勢力圏確保を構想していた。四〇年一月にポーランド、チェコスロヴァキア両国政府は、それぞれが独立した主権国家として、両国を中心とする連邦を創設するための準備と、反ドイツ闘争において協力をするという内容の「共同宣言」の合意に至った。またこの宣言は、戦後の中欧における新秩序にも言及し、ポーランド及びチェコスロヴァキア両国がその基礎となつて安定を保証する旨を盛り込んでいた。これは、戦後ヨーロッパの新秩序をめぐる、大国ではなく中欧の小国の側から提示された地域再編の試みであつた。⁽¹⁾ポーランド・チェコスロヴァキアの事例と同様に、ギリシャ及びユーゴスラヴィア両亡命政府は、四一年九月から開始された交渉の末に、翌四二年一月一五日、将来のバルカン連合の基礎として位置づけた「ユーゴスラヴィア・ギリシャ連合協定」を正式に締結した。この連合協定は、もともとユーゴスラヴィア側が提示したものだつた。ユーゴスラヴィア亡命政府にとつてギリシャとの連合は、ソヴィエト化ないし共産主義化に対する防壁と考えられていたのである。⁽²⁾他方、ギリシャ亡命政府側は、逆にこの協定がソ連に対して敵対しているかのような印象を与えることを危惧して⁽³⁾いた。

イギリスはこれらの構想に対して支持を与えた。イギリス政府がここに見いだした意義は、四二年六月に外務次官補サージェントが中欧、バルカン政策についての覚書のなかで認めているように、バルカン地域においてソ連の影響力に対抗する勢力を確保することにあつた。⁽⁴⁾

ところでソ連は、四一年六月のドイツ軍のソ連侵入直後から、イギリスに対して軍事援助と第二戦戦の構築を要

請していた。イギリスとソ連は四一年七月一二日に軍事相互援助に関する共同宣言に至っていたが、ソ連に対するイギリスの援助の履行は、ソ連がどの程度までドイツ軍に抗戦しうるかが不明であるとの軍部の見解により、軍需物資の供給に限定されていた。また、第二戦線の創設に関しては、イギリスがおかれている戦況に照らして不可能であるとして、拒否の姿勢を示した。ソ連はまた、イギリスに対してフィンランド、ルーマニア及びハンガリーに対する宣戦布告を要請していたが、これについてもイギリスは、ソ連の反応を心配しながらも、ルーマニア及びハンガリーに対する宣戦布告は行わないこと、フィンランドに関しては、フィンランドがソ連に対する侵攻を中止しなければ、イギリスはフィンランドを敵として遇するとの警告を与えることを閣議で決定した。⁽⁵⁾

これに対してスターリンは一月、「耐え難い状況」が生じている、と激しい調子でイギリスを非難した。彼はまた、ソ連政府がイギリス政府に対して行った要請とその交渉過程が報道機関によって公表されたあげく、イギリス政府がソ連政府の要請に対して否定的態度を示したことに触れ、「これは何のためになされたのだろうか。ソ連とイギリスの間に連帯が欠けていることを示すためだろうか」と怒りを露わにした。⁽⁶⁾チャーチルはこの書簡に驚き、スターリンからの要請を受けて、イーデンをモスクワに派遣し、戦後構想を含めた条約締結に向けて、ソ連との交渉の場を持つことに同意した。⁽⁷⁾

四一年一二月一六日にモスクワで、イーデンとスターリンの会談が開催された。イギリス側があらかじめ用意していた条約草案には、対ドイツ闘争における両国の協力、戦後ソ連の経済復興に対する協力とならび、ヨーロッパの小国の戦後に関する構想が示されていた。この草案作成にあたり外務省は、小国が連合して連邦を築けば、「ドイツからの圧力に対して経済的にも戦略的にも対抗する力を持ち得るだろう」と説き、イギリスはチェコスロヴァキアとポーランド亡命政府間で進行中の交渉を歓迎し、「バルカン諸国が同様の体制を築きあげること」を希望す

ると述べた。⁽⁸⁾ 他方スターリンは、この条約に秘密議定書の付帯を希望した。その主たる要求は、バルト地域について四一年独ソ戦勃発以前の国境線を回復することと、ポーランドとの国境についてはカーゾン線を基礎とすることなど、領土に関するものだった。これに対してイーデンは、閣議の了承がない限りスターリンの要求に対しては回答できないことや、アメリカ政府と事前に協議する必要があることを理由に挙げ、ソ連の領土要求に対する了承を回避した。⁽⁹⁾

さて前述のように、ギリシャ亡命政府は、ユーゴスラヴィアとの連合協定がソ連に与える刺激について不安を表明していたが、同様の懸念は、イギリス外務省内にも存在した。とりわけ、この国家連合が将来バルカン地域において地域的拡大を進める可能性、具体的にはブルガリアとルーマニアがこの連合へ参加するという可能性を、ソ連に対して明らかにして良いものかどうかという点に注意が払われた。また、この連合の存在によって、ソ連がイギリスの友好に対して疑念を抱きはしないかどうかという懸念について、議論が重ねられた。⁽¹⁰⁾

ソ連に対していかに国家連合構想を提示していくべきかという問題は残されていたが、国家連合構想を支持していく方針についてはイギリス政府内に揺らぎがなかった。その構想は、戦後のバルカン地域における秩序形成の基礎を成すと見なされていた。四二年二月四日の下院でイーデンは、「このギリシャ・ユーゴスラヴィア連合協定は、間違いなくバルカン連合の基礎を築くものである」と言明した。⁽¹¹⁾ さらには、同年四月にソ連側に提出された交渉中の英ソ条約の草稿に、中欧・東欧・南東欧における国家連合を奨励する旨の条項を盛り込み、対象となる地域を具体的に示した。⁽¹²⁾

四一年末の英ソ条約交渉は、条約の締結を見ずに終了したが、交渉の当事者であるイーデンとスターリンは、互いの要求を認めることによって、その代償として自国の利益を獲得するという方向に進んでいた。首相チャーチル

は、アメリカがソ連の要求が大西洋条約の領土不拡大原則に抵触するとして反対していたことから、初めは対ソ讓歩に乗り気でなかった。しかし三月には、アメリカの了承が得られそうだという樂觀に基づいて、ソ連の領土要求を受け入れという宥和策に傾いた。四月一三日イギリス政府は、英ソ条約草案をソ連側に提示した。この草案には、内政不干涉、領土不拡大の原則の承認、移住の自由の保証などとともに、両国の安全保障を互いに尊重し、「ヒトラーに侵略された国境の回復というソ連の希望」を受け入れる条項を挿入し、ソ連の西方国境について、ソ連の要求どおりに独ソ戦以前の一九四一年国境を認めた。ただし、ポーランドとの国境については影響を及ぼさないとの但し書きを添えた。その代償として、中欧・東欧・東南欧における地域的取り決めや国家連合を英ソ両国が支持するという条項を盛り込んだ。⁽⁴³⁾

しかしこれに対してソ連は、イギリスの提案は四一年末のイーデンとの交渉の際に提示された内容とかけ離れたものであり、意見調整が必要であるとし、モロトフ (Vyacheslav Molotov) をロンドンに派遣すると通達してきた。同時に、駐英ソ連大使マイスキー (Vyacheslav Mayskiy) から条約草案に対する修正案が提示された。マイスキーはイーデンに対して、地域的取り決めや国家連合への支持に関して、中欧・東欧・東南欧に地域を限定され、西欧が含まれないのは何故かと尋ね、ソ連政府がより一般的な地域に関する言及を望んでいると申し添えた。このことについてカドガンは、「イギリスが盛り込んだ地域に関する限定が、戦後勢力圏に関して（イギリスが防疫線を形成しようとしているのではないかと）ソ連の疑念を喚起している」と分析し、条約の合意のためには中欧・東欧・東南欧に関する記述を除外しなければならぬだろうと観測した。⁽⁴⁴⁾ イーデンは自らの草案に基づいてマイスキーとの交渉を重ねたが、結局ソ連側の態度は軟化しなかった。このためイーデンは五月になって、カドガンの示唆に基づいて、国境問題にも国家連合構想にも触れない条約草案を提示した。⁽⁴⁵⁾

モロトフとの交渉においてイーデンは、国家連合に関する要求を強く主張することは控えていたが、外務省内で国家連合構想が破棄されたわけではなかった。特に外務次官補サージェントは、この時期にもまだ国家間の地域的取り決めや国家連合の形成を盛り込んだ英ソ共同声明に同意するようモロトフを説得できると考えていた。サージェントは、六月一日、イギリスの対中欧・バルカン政策に関する詳細な覚え書きを提出した。ここではポーランド・チエコスロヴァキア連合およびギリシャ・ユーゴスラヴィア連合を中心とした戦後のヨーロッパ秩序構想が論じられており、さらに東欧の枢軸国についても、これら連合のいずれかに包摂されることが想定されていた¹⁶⁾。しかしサージェント自身も認めているように、東南欧連合構想は、ソ連の影響力拡大に対抗することに真の目的があった。したがってその実現はソ連の意志に左右されざるを得ないものだった。

さらに重要なこととして、四三年に入るとイギリス政府は東部戦線におけるソ連軍の進撃に対する懸念を強めた。四三年一月のスターリングラード戦のさなかに、サージェントは覚書の中で「イギリスがこの地域でソ連の行動を座視しているなら、ソ連はイギリスが二年間にわたって準備し続けてきた東欧における連合の基礎を台無しにしてしまうだろう」と論じた。同時にサージェントは、イギリス政府が中欧および東南欧地域を放棄することはあり得ないと改めて強調した¹⁷⁾。この見解は外務省内においてほぼ共有されていたようである。

このような状況の下、イギリス外務省の内部では、バルカン諸国に対する影響力を戦後にわたっていかに保持していくかについて、いくつかの新たな発想が示された。まず第一に、勢力圏分割構想である。四三年一月、外務省北欧局のワーナーは、バルカン諸国すべてがソ連の勢力圏に含まれるのを防ぐためには、バルカン地域における英米ソ三国協力に関するソ連の合意を取り付けるしかない¹⁸⁾と論じ、バルカン地域における勢力圏分割協定につながる発想を示した。第二に、英米共同による軍事占領策である。一月一日、サージェントは、「ソ連がバルカンを自

らの支配圏と見なしているとしても、我々には切り札がいくつかあることを忘れてはならない、それは、①終戦時にイギリス軍およびアメリカ軍がバルカン諸国に駐留しているという可能性、②トルコが連合軍として交戦しているかも知れないということ、③イギリスおよびアメリカはバルカン諸国全体の飢えた国民に対する支援組織をコントロールするつもりであるということである」と述べ、アメリカをも巻き込んだ上でバルカン諸国に影響力を確保していく姿勢を示した。⁽¹⁹⁾ サージェントが論じた第二の点に関して、イギリスは四三年二月、トルコに対して東南欧諸国連合構想を持ちかけたが、この構想を対ソ連ブロックととらえたトルコは、ソ連に対抗するブロックを自ら形成するべく、ルーマニア、ハンガリー、ブルガリアの三国に接触を始めた。⁽²⁰⁾ トルコを連合軍へ引き入れるという切札は、接触の過程でトルコに対ソブロックの形成という考えを与える結果となり、トルコが東欧の枢軸三国と接触を始めたことにより消滅した。このような自体はイギリス政府の望むところとはかけ離れていたうえ、トルコの対ソブロック形成の動きがイギリスとの交渉によって引き起こされたことによって、ソ連がさらにイギリスに対して不信任を強める結果をも生じさせることになった。六月七日、モロトフは駐ソ英大使クラーク・カー (Sir Archibald Clark-Kerr) に対してソ連政府は東欧および中欧における連合構想に賛成するつもりはないことを伝えた。⁽²¹⁾

七月一日イーデンは、戦後秩序構想に関する内閣への覚書において、それまでギリシャ・ユーゴスラヴィア連合を支援するため最善を尽くしてきたが、もはやこれ以上の進展を望むのは困難になったという認識を示した。なぜなら、連合構想の基礎になっているのが両国ともに亡命政府であり、枢軸国からの解放後の両国において、亡命政府がどのように扱われるか予想がつかないからであった。イーデンは、この連合構想の実現如何は、枢軸国軍撤退後に、イギリスが当該地域を「占領」できるかどうかにかかっているという見解を示したのである。⁽²²⁾

翌八月、サージェントはイーデンにギリシャの状況を論じ、「ギリシャは今までも、そして現在もイギリスの死

「活の權益」であることをアメリカに認識させ、そのうえで、ギリシャ国王とギリシャにおけるイギリスの行動に対するアメリカの支援を要請する必要性を強調した。⁽²³⁾八月に行われたケベック会談において、イギリス政府はこの点をアメリカに示し、ギリシャおよび他のバルカン諸国への共同軍事介入を呼び掛けた。しかしルーズベルトは、バルカン諸国における作戦についてアメリカは、レジスタンスに対する物資供給と、小規模の戦闘、戦略上の爆撃に限定する方針であると返答した。ルーズベルトは、戦後の安全保障に関して、米英のみならずソ連および中国を含む四大国の協力的体制を確立したうえで臨むという構想を持っていたのである。⁽²⁴⁾

アメリカによって共同軍事行動が拒否されたため、イギリス政府内においては、イギリスによるギリシャ「占領」の妨げとなるであろうEAMに対する強硬策の必要性が論じられるようになった。九月になると、イギリス政府にとってさらに大きな不安材料が現れた。前述のようにイタリア降伏と武装解除にともなって、ELAS軍がかなりの武器を獲得して軍事力を強化したとの報告が入ったのである。仮にギリシャで内戦状態が勃発すればELASの勝利が確実であるばかりでなく、ギリシャ国土解放時には推定三万五千から四万の武装ELAS軍がイギリス軍の前に立ちほだかるものと予想された。⁽²⁵⁾九月二〇日、外務省は「イギリス政府の対ギリシャ政策」と題する覚書を提出し、ギリシャで諸レジスタンス組織に接触しているイギリス軍将校に対し、EAMを弱体化させ、その他の既存レジスタンス組織を強化するための努力を要請した。しかし同時に、EAMおよびELASに対する軍事援助については、その停止が内戦勃発の引き金となりかねないこと、その結果、イギリスが関わっている戦争に重大な揺り戻しを招くだろうという懸念に基づき、援助を続行する決定がなされた。⁽²⁶⁾

外務省からの要請を受けた参謀本部は、九月二八日に帝国参謀長より外務省に対する次のような問題提起を行った。すなわち「枢軸軍の撤退によるギリシャの解放後、レジスタンス組織を封じるためには少なくとも二個師団が

必要となるだろう。その場合には地中海における軍備を削減しなくてはならなくなる。地中海防衛を手薄にしてもなお現在の政策を継続すべきかについて、緊急に検討を要請する。」外務省は、以上のような参謀本部の問題提起にもかかわらず、ドイツ軍が撤退した場合には即座にギリシャに向けて軍を派遣することを決定し、九月末にはこの方針に対するチャーチルの同意も獲得した。²⁷⁾

第二節 モスクワ外相会談と「国家連合」構想の挫折

解放後のギリシャへの軍事介入をも想定したこれらの政策の背景には、東部戦線におけるソ連の進撃があったこととはいうまでもない。四三年一〇月にはチャーチルが閣議で「（イギリスは）ドイツを弱体化させすぎではならない。ソ連に対抗するために、我々はドイツの力を必要とするかもしれないからだ」と発言した。²⁸⁾ソ連軍の西方への進撃を目の当たりにして、現実には戦後のヨーロッパにおけるソ連の支配を警戒せざるを得なくなったのであり、またその警戒心が露わになりつつあったのである。加えて、後述のように一〇月に開催されたモスクワ外相会談において、イギリスの戦後勢力圏構想のひとつとして追及されていた国家連合構想が最終的に挫折した。さらに、枢軸国の占領管理に関して、当該枢軸国を軍事的に占領した連合国が排他的な管理権を行使し、他の連合国は名目上の参加を許されるにすぎないという、「イタリア方式」²⁹⁾が既成事実となっていたが、このモスクワ外相会談において、枢軸国占領地域の解放についても、解放・占領を実施することになる軍当局が、その後、当該地域の行政について責任を持つという「軍事的責任圏」の方式が、事実上英米ソ間の暗黙の了解となった。以上のような情勢がイギリスのバルカン政策に大きく影響したのである。

四三年一〇月モスクワ外相会談は、三大国による初の首脳会談開催に向けた前段階として、事前調整の意味をもって開催されたものだったが、実際にはその場で、ヨーロッパにおける政治問題が集中的に討議されることになった。⁸⁰⁾ イギリスから提出された議題は、「国家連合問題を含むポーランド、ドナウ、バルカン諸国の将来」に代表される中欧およびバルカンの戦後処理問題と、それにかかわって、ヨーロッパにおいてソ連を牽制し、ソ連の勢力圏確立を阻止する目的を含んだ諸方策が中心であった。これには、例えば「ソ連⇨ポーランド関係と、ポーランドに對する関係一般に関する政策」のような直接的なものだけでなく、「戦後問題に関する大国・小国間協定の問題」、「個別的責任圏に反對するものとしてのヨーロッパにおける共同責任原則」および、解放された諸連合国について各亡命政府の本国早期復帰を念頭においた「連合軍進撃により解放された連合国地域に関する政策」など、より一般的な形をとったものも含まれた。⁸¹⁾

これに對して、アメリカが提出した議題は、「(中国も含めた)四大国による一般的安全保障に関する宣言」や「現在および戦争進展にともなうて想定され得る政治的、経済的諸問題への対処法」など、よりグローバルで一般的なレベルの問題であった。これは、アメリカが目指していた大国間協調を軸とした戦後の安全保障のための国際機構設立という目標に沿ったものであった。ドイツおよび枢軸国について、アメリカは、休戦期における軍事、政治、経済各側面に対する国際管理とともに、将来のドイツ政府の地位を含む戦後処理一般に関する最終決定に向けた話し合いを提案した。とりわけ「四大国宣言」の合意獲得は、モスクワ会談におけるアメリカの最重要課題であった。他方、ソ連からは、戦後秩序問題に関しては「三大国による委員会の設立」が議題として提出された。しかし、モスクワ会談におけるソ連の要求は、むしろ軍事面にあった。これは「ヒトラー率いるドイツおよびヨーロッパにおける枢軸国に對する戦争を早期に終結させるための方策の問題」という議題として提案された。すなわち、「ヨー

ロツパ第二戦線」の問題である。³²⁾

会談は一九日から一二日間にわたって開催されたが、この中でイギリスにとって最も重要だったのは八日目の二六日であった。この日、イギリスの戦後構想の根幹にかかわる諸問題が討議された。まず、イーデンにより提出されていた三大国による「ヨーロッパにおける共同責任の宣言」の草案についての討議が行われた。四力条から成るこの草案に盛り込まれた原則は、①ヨーロッパ被占領国民の自由と自決権を強化すること、②国家間による連合を奨励すること、③「個別的責任圏」つまり勢力圏の創設に反対することの三点だった。論理的には、自決権を尊重していること、勢力圏構想を否定していることよって、アメリカからの反対は考えられなかった。実際、アメリカ代表ハル（Cordell Hull）国務長官からは、アメリカ政府の方針として、グローバルな原則の確立をまず第一に考え、その原則に則って個別の問題を討議するという立場が強調されたが、イーデンの草案に対しては、勢力圏構想を支持するような宣言は望まないと意見が出されたにとどまった。

ところが、ソ連代表モロトフから、勢力圏構想に反対する条項を「四大国宣言」の中に盛り込めば、世界規模でその適用が可能になるという意見が出されたことにより、議論の流れが変化した。原則的に考えれば、ソ連のこの見解は、連合国宣言（大西洋憲章）の原則に照らして正当であった。しかし、勢力圏構想に関する一切を世界全体において廃止することになれば、アメリカにとってそれはモンロー主義に抵触し、他方イギリスにとっては英帝国全体の維持にかかわる問題となり得る。これは両国にとって不都合であった。加えて、「四大国宣言」をモスクワ会談における最大課題としていたハルにとつて、既に合意済みとなったはずの草稿を再び組上に載せるのは避けたいことであり、また、イーデンにとつてもハルの課題を妨げるのは外交上得策とは言い難いことだった。モロトフの目論見は、以上の諸事情を見越したうえで、「四大国宣言」から勢力圏構想に反対する条項を排除することにあ

つたと考えられる。³³⁾

モロトフは、国家連合構想に議論を移し、用意した声明を読み上げた。この中で彼は、各国亡命政府を「諸国民の意思に沿わない決定を押しつけかねない」政府であるとし、国家連合はその亡命政府が「これら諸国を、ある理論に基づいた計画的集団に、早計にそして多分に人為的に結びつけてしまう」ものだとして、その構想を断じた。モロトフの議論は国家連合構想のみならず、イギリスが戦後勢力圏構想の中心に据えていた各国亡命政府の正統性をも否定するものだった。さらにこの声明でモロトフは、「国家連合の計画の中には、国民にソ連に対する『防伐線』政策を思い出させるものもある」として、イギリスによるソ連抑止の動きを逆に牽制した。³⁴⁾

こうして、イギリスの国家連合構想は、大國間協議の場で挫折してしまった。さらに翌日には、「連合国の進撃により解放された連合国領域に関する政策」に関して、イギリスが用意した中欧及びバルカン地域の亡命政府の早期復帰を含意した宣言も、詳細な議論を待たずに米ソ両国から反対を受け、葬られた。他方で、アメリカが推進した「四大国宣言」においては、ソ連の要請に基づき、ソ連軍による解放が見込まれる地域におけるソ連の行動の抑止につながる文言が削除された。こうしてモスクワ会議における一連の決定により、ソ連の中欧及びバルカン地域への勢力拡大抑止を意図したイギリスの方策は、すべて破綻してしまった。

「ヒトラー率いるドイツ及びヨーロッパにおける枢軸国との戦争を早期に終結させるための方策の問題」と題された軍事作戦上の諸問題については、一〇月二〇日と二八日に討議が行われた。この「第二戦線」の問題に関しては、すでに四三年八月に開催されたケベック会談においてチャーチルとルーズベルトの間で、北フランス上陸作戦を翌四四年春に実行するという合意がなされていた。しかし、モスクワ外相会談以前にイギリス政府内では、あらためて地中海地域における軍事作戦の可能性が具体的に議論され始めていたのである。これは九月九日のイタリア

の降伏を受けて、枢軸軍に対し、イタリア中部からの攻撃を加えるとともに、バルカン諸国のゲリラを動員してバルカン南方からも同時軍事作戦を展開しようとするものだった。この背景には、ケベックで合意されたとおりにフランスで作戦を展開することになると、イギリス軍部隊を地中海地域から移動させなくてはならず、これまでこの地域で成し遂げてきた軍事的成果が失われることになるのではないかという軍参謀本部の不安があった。結局モスクワ会談ではケベック会談での決定が確認され、第二戦線は北フランスで展開されることになったが、一〇月二三日にチャーチルはルーズベルトに宛てて、ケベック会談において合意を見直すための会議を提案した。⁽⁸⁵⁾ イギリスによる地中海作戦展開への希望はこの後も引き続き追求されていったのである。

第三節 EAMの政治的封じ込め政策へ

イギリス政府は、解放後のギリシャに対して即座に軍を派遣すること、すなわち事実上軍事力をもってギリシャに介入する意志を固めていた。しかし、対ドイツ戦争が展開している時点でEAMと直接対決し、その軍事力を失うことについては、外務省内に抵抗があった。このような状況の中、四三年一月七日、イーデンは中東司令部に宛てて、これ以上のEAMへの物質提供を続けられおそく確実に亡命政権はつぶされることになるだろうとの予想に立って、EAMを「ギリシャ国民の意志に反して」クーデターを起こす過激派と位置づけるべきだと論じた。イーデンは、このままではギリシャはイギリスではなくソ連の影響下におかれることとなるだろうと指摘し、このような状況を阻止するために、EAMと対決しなければならぬと主張したのである。ここに、対EAM強硬策はソ連の脅威と結びつけた形で論じられることとなった。ただしイーデンは、EAMと軍事的に衝突するのはさけな

ければならないとし、EAM排除の唯一の方法はプロパガンダ・キャンペーンによる政治的攻撃であると示唆した。こうした政治的攻撃を展開するためには、その中で国王の処遇をめぐる問題に触れざるを得ない。イーデンはこの時、現時点ではEAM打倒が優先されるべきであり、その目的遂行のためには国王の帰国を国民投票の結果に委ねることになってもやむを得ないとの見解を示したのである。ただし、ギリシャ国王の地位は維持されるべきであると、次善の策として摂政制を提案した。⁶⁶⁾ これを受けたリーパーとサージェントの間のやりとりでは、国王に、自らの進退問題に決着がつくまでは帰国しないという声明を出すよう求める案が出された。⁶⁷⁾

イーデンは、一月一四日の覚書で重ねて以上の路線を論じた。第一に、国王の処遇に関し、ギリシャの将来の政体に関する声明を国王自身が発表するとともに、解放直後に摂政院を設立する目的で、国王によってギリシャ国内における準備を内密に進める方針を示唆した。第二にギリシャの解放に関して、イタリアの降伏の効果は思っていたよりも小さいものだったこと、イギリスによるゲリラへの支援が対ドイツ軍闘争にあまり貢献していないのではないかということを指摘した。その上で第三に、EAMに対する政策として、EAMが他組織の政治目的を打倒するために内戦状態を引き起こしていると論じ、イギリスからの援助物質が内戦に使われているのは遺憾であり、よってEAMに対する支援を停止し、同時に中東司令部がEAMに対するプロパガンダ・キャンペーンを展開するべきであると主張した。⁶⁸⁾

イーデンの覚書は閣議で審議されたが、対EAM強硬策については、例えば戦時経済相SOE担当セルボーン(Lord Selborne)は、軍事面での成果が上がった後であればEAMとの対立には賛成できるとしたが、帝国参謀長ブルック(Sir Alan Brooke)からは、EAMの対ドイツ戦における貢献は重要であり、対EAM強硬案には反対だとの意見が出されるなど、意見がまとまらず、結局閣議では何の決定もなされなかった。他方、国王に対して声明

を求めるといふ提案に対しては、明確な形で決定こそされなかったが、ほぼ合意が得られた。⁸⁹⁾しかし、この閣議に欠席していたチャーチルは、イーデンからの報告を受け、国王に関する提案に深く心を痛めているので、決断は先送りしたいと述べた。⁴⁰⁾

折からチャーチルは地中海において現地の戦略上の分析を行っていたが、バルカン地域で動員できる軍事力があまりに小規模なことに愕然としていた。地中海地域は中東司令部の管轄だったが、当時、北フランス上陸作戦に備えるために、装備をかなり移動していた。このためにバルカン地域での軍事力が手薄になっていたのである。チャーチル自身の言葉を借りれば、「これからの数ヶ月間であらゆることができるはずだった唯一の地域において、戦いを減速させてしまったために、奇妙にもソ連を助けてしまった」ことになる。⁴¹⁾このような状況においてチャーチルは、国王の処遇を含むギリシャ政策の変更について慎重にならざるを得なかった。

しかし、駐ギリシャ英大使リーパーから、国王による意思表示をこれ以上先に延ばすのは危険だとの報告に促されて、チャーチルを含めた内閣は再び閣議でこの問題を論じた。その結果、将来のギリシャ政体に関する国王声明に向けて、チャーチル及びイーデンが国王との交渉に当たることが決定された。国王の声明に関して、リーパーの提案では「国民投票」という単語を避けるのが望ましいとの示唆がなされていたが、外務省は、前回のような曖昧な表現では事態の打開には何の効果もないという認識を持っていた。⁴²⁾閣議では、セルボーンから、国民投票に関する言及がなければ国王による声明は意味がないとの発言もあった。他方、EAMに対する政策についても議論が展開された。ここではEAMの勢力は将来減じられるべきであるが、現時点では、彼らの対枢軸国闘争はイギリスの目的に合致し、その点においてはEAMはイギリスの軍事戦略に貢献しているため、全面的対立は避けるべきだとリーパーの意見に、内閣が同意した。⁴³⁾閣議決定を受けて、外務省からはリーパーに宛てて、国王の声明に関する

指示が送られた。これは、声明に「国民投票」という言葉を挿入するよう指示する一方で、国王には、敵対する勢力に付け入られる隙を与えないよう警告をするという、ギリシャの将来に関してきわめて困難な状況を迎えたイギリス政府の苦悩を表現する内容となっていた。⁽⁴⁴⁾

ギリシャ本国では、一〇月初めから山岳地帯でELAS対EDESの衝突が続いていた両勢力の抗争に新たな局面が訪れていた。二月一九日、軍事派遣団長ウッドハウスからカイロに宛てて、EDES、ELAS双方が休戦のための交渉に入る準備を示したとの報告が入った。⁽⁴⁵⁾そこでリーダーを中心としたイギリス政府関係者が、カイロでELAS、EDESの休戦交渉に向けて調整を始めた。⁽⁴⁶⁾

翌四年二月一五日、テッサリアのプラカにおいて、ELAS、EDES、EKKA各組織代表と連合軍使節団代表による会議が開催された。これにはアメリカ軍戦略事務局の代表も加わった。この会議では、内戦終結に関する議題のみならず、戦後の政体をめぐる対立が内戦の原因の一つであることから、解放後のギリシャにいかなる政府を樹立するかという議題が討議された。そして、ELASの提案によって、ギリシャ国民政府の樹立に関して現亡命政府と協議するための全レジスタンス組織代表による「政府準備委員会」の設立が検討された。しかし、「政府準備委員会」の設立自体にはほぼ合意が得られたものの、如何にそれを運営するのか、代表数の配分はどのように決定するのかなど、具体的な部分については全く意見がまとまらなかった。ウッドハウスは、「政府準備委員会」の機能を、ツデロスとの交渉及び軍事的諸問題の討議に限定するべきだとした。その上で、EDES代表のゼルバスに対して、委員会を政治的なものにしないうような念を押し、その代わりに交渉過程におけるEDESへの支援を約束した。⁽⁴⁷⁾

ウッドハウスは、内戦が再開されるのは時間の問題だとみていたが、EDESおよびEKKAに対してイギリス

による一層の支援がなされればE L A Sを抑えられるかもしれないと考え、カイロに対して早急に何らかの解決策を見いだすよう要請した。この時彼が強調したのは、隣国ユーゴスラヴィアと同様の状況がギリシャにも生じかねないという懸念だった。⁴⁸ユーゴスラヴィアに続いてギリシャにおいてもイギリスに敵対する勢力が強まる可能性があった。共産主義主導と見なされる組織が政権を握ることを断固として阻止しなければならなかった。プラカ会談においてE L A S代表は政治的問題に関する決定を望んでいたが、イギリスにとってこのような状況下で政治的な決定をすることは避ける必要があった。結局、プラカ会談は、純粹に内戦の休戦と各レジスタンス組織の領域の確定、E D E Sメンバーの中のドイツ軍協力者に対する非難の声明の二点を盛り込んだ協定で幕を閉じることになった。⁴⁹

さて、ツデロスは、リーパーと解放後の政権について討議を重ねていたが、このころになってE A Mとの対立を回避しつつ、同時にE A Mの政治性を減じるための新たな展望を持ち始めた。すなわち解放後の政権について、現在の勢力関係に照らすならば、いかなる政府であってもE A M抜きでは政権の安定が得られないのは明らかである。したがって、新政府形成に当たっては、E A Mを含めた連合政府を前提とせざるを得ないだろう。そこでツデロスは、問題を克服するために、新政府樹立にE A Mを参加させ、その政府内で少数派として政治的に封じ込める方策を構想したのである。まずツデロスは、四四年一月に、アテネにいるダマスキノス大司教 (Archbishop Damaskinos) に、国王及びその下にある政府の代理人として、ギリシャ国内の旧支配者層に協力を呼びかけるよう依頼した。これは、戦前の議会政党の再結集によって亡命政府を強化し、E A Mとの交渉に強い立場で当たり、E A Mが目指している統一国民政府の提案を逆手にとつて、亡命政府を拡大する形で全政党参加による政府を樹立し、その中にE A Mをとり込んで勢力を相対的に弱体化しようという試みだった。この依頼を受けたダマスキノス

は、三月六日に交渉の結果をカイロに伝えた。この報告によれば、ギリシャにおける全政党は、解放直後から国王復帰に関する国民の総意が確認されるまでの間、政治を司るものとしてダマスキノスを摂政とする政体を設けることに基本的に合意した。しかし具体的な政権の基盤や閣僚ポストの配分などをめぐっては、意見に大きな隔たりがあった。⁽⁵⁰⁾交渉は難航し、結局、旧支配層の結集には至らなかつた。

ツデロスがEAM封じ込め策に奔走していたそのころ、ギリシャ国王は、イギリス外務省から示唆された国民投票に関する声明を拒否し続けていた。さらにダマスキノスによる摂政制にも拒絶反応を示し、政体に関する言及を拒否した。⁽⁵¹⁾イーデンは、「国王は賢明ではない。…私の判断では、徐々に、彼が国王としてギリシャに帰国し、王位に留まることができるとは思えなくなってきた」と不安を漏らし、国王支持を貫いていたチャーチルさえも、声明を拒むことによって「国王がどれだけ自らの立場を悪化させることになるのか、私には見当がつかない」と失望を隠さなかつた。⁽⁵²⁾

注

- (1) 広瀬佳一、『ヨーロッパ分断』中公新書、一九九四年、二七頁。
- (2) Elizabeth Barker, *British Policy in South-East Europe in the Second World War*, Macmillan, London, 1976, p.131.
- (3) 一月二〇日付けデイクソンの覚え書きでは、ツデロスがソ連の冷たい態度と、ユーゴスラヴィア国王およびポーランド將軍シコルスキによる不用意なソ連への刺激をかなり心配していると伝えている。
FO371/33133, Dixon's minute, 20. Jan. 1942.
- (4) FO371/33134, Sargent paper, 1 Jun. 1942.

第二次世界大戦中のイギリスのギリシャ政策（二）（鳥飼）

- (5) CAB65/19 WM(41)93, 15 Sep. 1941. CAB66/19 WP(41)248, 26 Oct. 1941. 秋野豊『偽りの同盟』勳章書房、一九九八年、一二六～一二七頁。
- (9) CAB66/19 WP(41)272, FO to Kuitbyshev, 12 Nov. 1941. この時期の英ソ間の軋轢及びイギリスの対ソ政策については秋野、前掲書、第五章を参照せよ。
- (7) CAB66/19 WP(41)272, FO to Kuitbyshev, 13 Nov. 1941. CAB66/20 WP(41)287, FO to Kuitbyshev, 21 Nov. 1941.
- (8) CAB66/20 W.P.(41)288, 29 Nov. 1941.
- (9) FO371/32874, Record of Interview between Foreign Secretary and Stalin, 16, 17 Dec. 1941.
- (10) *Parliamentary Debate: House of Commons. Official Reports. Fifth Series, London, vol.377, cols.243-245.*
- (11) FO371/33133, Sargent minute, 11 Jan. 1942. FO371/33142, Rendel letter to Eden, 3 Jan. 1942. Rendel despatch to Eden, 11 Jan. 1942.
- (12) FO371/32880 R427, Eden minute, 24 Apr. 1942.
- (13) 広瀬佳一、前掲書、七三～八四頁。
- (14) FO371/32889, Cadogan minute, 23 Apr. 1942.
- (15) FO371/32880, Eden minute, 24 Apr. 1942.
- (16) FO371/33134, Sargent paper, 1 Jun. 1942.
- (17) 余田ビートルマンの日記の意義表明を参照せよ。FO371/33154, Sargent minute, 6 Jan. 1943.
- (18) FO371/33154, Warner minute, 2 Jan. 1943.
- (19) FO371/33154, Sargent minute, 6 Jan. 1943.
- (20) Barker, *op.cit.*, p.135.
- (21) FO371/34449, Molotov letter, 7 Jun. 1943.

- (22) CAB66/38 W.P.(43)292, 1 Jul. 1943.
- (23) FO371/37198 R7742, Sargent to Eden, 20 Aug. 1943.
- (24) *Foreign Relations of the United States, United States Government Printing Office* (以下 *FRUS* と略記), 1943, i, p.1124.
- (25) John Ehinan, *Grand Strategy*, H.M.S.O., London, 1956, vol.V, p.86.
- (26) FO371/37222 R8993, HMG's Policy towards Greece, 20 Sep. 1943.
- (27) Ehinan, *op. cit.*, p.86-87.
- (28) Anderson, T.H., *The United States, Great Britain, and the Cold War, 1944-47*, Columbia U.P., pp.10-11.
- (29) 「イタリヤ方式」については豊下楯彦、『イタリヤ占領史序説』有斐閣、一九八四年を参照のこと。
- (30) 会議開催までの経緯については Keith Sansbury, *The Turning Point*, Oxford U.P., 1985, pp.7-11. を参照のこと。
- (31) この他バルカン地域に関しては、「ユーゴスラヴィヤにおけるレジスタンス運動への共通政策」を課題としてあげた。このほかヨーロッパ枢軸国、とりわけドイツに関しては休戦期における管理委員会の設立、講和に関しては国境、軍事占領、軍部解体、賠償とともに、独政府解体をも含み考慮することを提案している。これはオーストリアの独立性を確保したうえでドナウ流域国家連合に統合しようとの構想に基づくものとみなされる。 *Ibid.*, pp.56-57.
- (32) *FRUS*, 1943, ii, p.377.
- (33) Sansbury, *op. cit.*, p.89. 広瀬「前掲書」142・144ページ。
- (34) FO371/37031, Record of Proceedings of Foreign Minister's Conference, 19, Oct. 1943, 30, Oct. 1943.
- (35) Ehinan, *op. cit.*, pp.105-108.
- (36) PREM3/211/7 WP(43)522, MEDC Meeting, 7 Nov. 1943.
- (37) FO371/37208 R12219, Leeper's letter and sargent's Reply, 9-12 Nov. 1943.

憲法 第 37 條 F0371/43684 R5592, Minute, 2 Apr. 1944.

論